

狭山市立第一学校給食センター更新事業
入札説明書等に関する第二回質問・回答

狭 山 市

平成19年6月20日

狭山市立第一学校給食センター更新事業の入札説明書等に関して、平成19年5月25日(金)から平成19年6月1日(金)までの間に受け付けた質問に対して回答したものです。

寄せられた質問は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、事項別の分類及び記載位置については、市で整理しています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 基本協定書(案)に関する質問

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1			2	4	1		株式の譲渡	「代表企業及び…承認を得なければならない。」とありますが、プロジェクトファイナンスを前提とした金融機関との優先ローン契約にあたり、SPC株式に質権設定が必要となると思われます。この場合、狭山市様の承認はいただけますでしょうか。	現行法制度上、認められない場合を除き、承認する方向で検討しますが、具体的判断は、落札者からの詳細提示を受けた後となります。
2			2	5	2		業務の委託、請負	第1回質問への貴市回答No.5のご趣旨は理解いたしましたが、より実態に即した文面にしたく、「可能な範囲で速やかに」への変更をご検討いただけませんか。	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答(5月25日公表)の基本協定書(案)に関する質問No.5にご回答したとおりです。
3			3	6	4		事業仮契約の締結	第1回質問への貴市回答No.10でご指摘の「その他の事由」とは、たとえばどのような事由を想定されていますでしょうか。	例えば、提案書の虚偽記載、故意による特許権の侵害等が想定されます。
4			4	11	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	「甲は、事業契約書に示す…請求することができるものとする。」とありますが、この事業期間とは、事業契約書 第8条における事業期間でしょうか。	お見込みのとおりです。
5				11	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	基本協定書(案)に関する質問回答No.17に事業者再選定に係る費用の損害を賠償するとありますが、事業期間において事業契約が解除となった場合、事業者からの違約金が支払われることになっておりますので、事業契約上の違約金支払が行われてもカバーできない場合、請求されることがありうるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6				11	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	基本協定書(案)に関する質問回答No.18に、事業契約(案)第65条第3項5号に該当する場合には解除となるのご回答ですが、契約の当事者が異なる(事業者)場合であっても適用されるのでしょうか。	本更新事業の契約に関し、談合等の不正行為が発覚した場合には、契約の相手方は相違するものの、実質的な業務実施企業に対する社会的批判が強く、入札説明書等に関する第1回質問に対する回答(5月25日公表)基本協定(案)No.18の「事業契約書(案)第65条第3項5号に該当する場合」との判断に至ったときには、解除となるものです。
7							全般	第1回質問への貴市回答No.23の内容を基本協定書文面に盛り込んでいただけますでしょうか。(例:「この基本協定の有効期間は…から事業期間終了までとする。」など)	ご意見に従い規定を修正します。